

物価高騰対策支援事業補助金

申請期限を延長しました

農業者・商工業者の事業継続を支援するため
高騰した燃料費(ガソリン・軽油・灯油)、電気料金の一部を補助します。

対象者

農業者	商工業者 (※2)
・村に住所がある販売農家(※1) ・村内で農業を営んでいる個人及び法人	・村に住所があり、村内で商工業を営んでいる個人及び法人
・補助金の交付を受けた後においても事業継続の意思があるもの	

※1:販売農家とは、1年間の農作物販売金額が50万円以上の農家を指します。

※2:商店、飲食店、建設業、製造業、運送業、宿泊業、その他サービス業を含みます。

補助額

補助対象経費

「動力光熱費」
「水道光熱費」

× 0.3
経費の3割まで

補助金の
上限は4万円

- ・農業所得申告の「動力光熱費」の欄等に記載の燃料代・電気料金の合計額
 - ・営業所得申告の「水道光熱費」の欄等に記載の燃料代・電気料金の合計額
- ※事業用の経費に限ります。日常生活用の経費は補助の対象になりません。

申請方法

下記の必要書類を揃え、川上村役場産業課へ申請書を提出してください。

(申請書および詳細は、村ホームページに掲載)

①令和6年の確定申告書 ②令和6年の決算書

◆1事業者当たり申請は一度まで。(3月までに申請した事業者は、再度の申請は出来ません)

申請期限：令和7年12月25日

ただし、予算が終了次第締め切ります

お問合せ：川上村役場 産業課（農林係・商工観光係）

☎ 0267-97-2121